

神奈川産業振興センター（KIP）

令和2年度神奈川県中小企業等外国出願支援事業募集要領

1. 事業の目的

この事業は、優れた産業財産権を有し、かつそれらを海外において戦略的に活用しようとする神奈川県内の中小企業等に対し、外国特許出願等に要する経費の一部を助成することによって、中小企業等の国際競争力の向上や経営基盤の強化を図り、神奈川県の産業を活性化することを目的としています。

2. 応募（助成）対象者

(1) 神奈川県内に本社を持つ中小企業または個人で、外国へ産業財産権（特許、実用新案登録、意匠登録または商標登録（冒認対策含む））の出願を予定している方。

※中小企業とは、「中小企業支援法」第2条第1項第1号 から第3号までに規定された要件に該当する企業をいいます。みなし大企業は対象になりません。

(2) 地域団体商標の出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所及びNPO法人も対象となります。

3. 対象出願要件

(1) ～ (5) すべてに該当すること

(1) 応募時点において日本国特許庁に行っている出願（PCT出願を含む）であって、次の①～④のいずれかの方法により、2020年12月末日までに外国特許庁等へ同一内容の出願が完了予定であること。

① パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張しての外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない）

② 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）（ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限る）

③ 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む）

④ マドリッド協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

- (2) 外国特許庁への出願と同出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業等
- (3) 当補助金の申請に関して、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（以下「選任代理人」という。）の協力が得られる中小企業等、または自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できること。
- (4) 国及び当財団等が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力すること。
- (5) 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。

4. 補助率と上限額

- 補助率は対象経費の1/2以内（千円未満切捨）
- 一申請者の上限額は300万円

出願内容	1案件の上限額
特許出願	150万円
実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願	60万円
冒認対策商標	30万円

5. 対象経費

(1) 対象となる経費

経費区分		内容
国際段階の出願経費	外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
	現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
	国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
	翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
	その他費用のうち財団理事長が必要と認める経費	本事業を実施するために財団理事長が特に必要と認めた経費

* 出願国の制度上、必要性が認められる経費（公証人証明申請費用・委任状作成費用等）は補助対象となります。

(2) 対象にならない経費

- 交付決定日以前に着手し発生・支払った経費
- 日本国内における消費税及び地方消費税、海外付加価値税(VAT)
- 外国特許庁に出願料に支払った後に追加的に外国特許庁に支払う費用
- 日本国受理官庁や特許庁への必要な手数料や費用
- 出願後に行った審査請求料（外国出願と同時に行う審査請求料は対象になります）

6. 申請手続き

(1) 公募期間

令和2年6月1日(月) ～ 6月15日(月) ※必着

(2) 提出書類

- ①④⑧は、KIP ホームページよりダウンロードしたものに記載してください。
 - 申請にあたっては、「中小企業等外国出願支援事業(経済産業省)」、「申請者用 Q&A」
もご確認ください。また、本募集要領別紙の「暴力団排除に関する誓約事項」につ
いて、必ず当該補助金の交付申請前に確認してください。申請書の提出をもってこ
れに同意したものとみなします。
- ① 間接補助金交付申請書および協力承諾書
＜特許、実用新案、意匠、商標用＞ 様式第 1-1、別紙
＜冒認対策商標用＞ 様式第 1-2、別紙
* 協力承諾書は、選任代理人に依頼しない場合は不要です
* 1 出願につき 1 申請が必要になります
 - ② 登記簿謄本の写し（個人事業者の場合住民票の写し）
 - ③ 会社の事業概要（会社パンフレットによる代用可）
 - ④ 役員等名簿
 - ⑤ 直近 2 期分の決算書の写し一式（個人事業者の場合、直近 2 期分の確定申告書の写し一式）
 - ⑥ 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
・ PCT 国際出願の場合は、PCT 国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)
 - ⑦ 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）
* 現地代理人を使用する場合は、支出予定先の明記が必要
 - ⑧ 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）
 - ⑨ 先行技術調査等の結果
 - ⑩ 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
 - ⑪ 事業計画、当該商品や製品、技術等に関する参考書類
 - ⑫ その他、財団が指定する書類や資料（申請後、必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります）

(3) 提出方法

- ①～⑪までの書類を下記までご郵送ください。
- 書類到着後、当財団より受取確認連絡をいたします。連絡がない場合はお手数ですがご一報ください。

< 提出先 >

公益財団法人神奈川産業振興センター 事業部国際課

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5 丁目 80 番地 神奈川中小企業センタービル 5 階

e-mail kokusai@kipc.or.jp

< 参考 >

■ 申請時および採択後に必要な書類

様式第 1-1/1-2	・ 間接補助金交付申請書	申請時に提出	申請者→KIP
様式第 1-1/1-2 の別紙および別添	・ 協力承諾書 ・ 役員等名簿	申請時に提出	申請者→KIP
様式第 2	・ 間接補助金交付決定通知書	審査会後に採択結果を通知	KIP→申請者
様式第 6 および別紙	・ 実績報告書 ・ 証明書	外国特許庁への出願後提出	申請者→KIP
様式第 7	・ 精算払請求書	補助金の額を確定後に通知	申請者→KIP
様式第 9	・ 査定状況報告書	外国特許庁出願の査定状況を提出	申請者→KIP

* 上記手続きは、前後する場合があります

■ 状況により必要になる書類

様式第 3	・ 計画変更承認申請書*	出願国の変更等、計画を変更する際に提出	申請者→KIP
様式第 4	・ 事故報告書*	期間内に計画の実現が困難になった場合に提出	
様式第 5	・ 状況報告書	KIP より指示があった場合に提出	
様式第 8	・ 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書	消費税等仕入れ控除税額が確定した場合に提出	

* 計画変更承認申請書、事故報告書は、提出前に KIP に承認を得る必要があります。

7. スケジュール（予定）

6月1日～15日	公募期間（申請書類受付）
7月	審査委員会による審査 採択・交付決定通知（KIP→申請者）
1月末	実績報告書提出期限（申請者→KIP）
2月末	補助金金額確定
3月末	補助金支払（KIP→申請者）

8. 選考について

- 申請書類について、KIP の担当職員がヒアリングをお願いすることがあります。（ヒアリングの日時は、申込企業の担当者と調整の上決定し、原則申請者の事業所で行います。）
- 審査会では、提出された申請書をもとに、産業財産権の内容と事業計画、および経営実績を中心に審査いたします。
- 審査結果は、後日申請者に対し書面で通知いたします。
- 提出いただいた書類は返却いたしません。また審査結果の理由等はお知らせしておりませんので、ご了承ください。

9. 申請にあたっての留意点

- 採択案件の公表
採択された場合、企業名（申請者名）、所在地、権利種別を公表させていただきます。
- 関係書類の保管
採択企業は、国や県の会計検査の対象となることがあります。よって助成事業完了後も5年間は関係書類を保管してください。
- 各種調査への回答
採択後の、KIP からの「査定状況報告書」および特許庁からの「フォローアップ調査」に回答ください。

ご不明な点はお問合せください。

<問合せ先>

公益財団法人神奈川産業振興センター 事業部国際課

TEL : 045-633-5126

e-mail : kokusai@kipc.or.jp

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき